

いちょうレポート



No. 164 2013 年 3 月 (有)アクティ 室 和 允 TEL042-652-3389

URL <http://www.acticonsult.co.jp> FAX042-651-4617

——木目系売却と増税——

国の税収は、法人税収入では限界となっていました。歳出に対し税収は半分以下となっており、毎年赤字国債で賄っている状況です。税収は消費税や資産課税に向けるほかありません。財政赤字の改善がないため、社会保障給付の削減が課題となっています。相続税の課税対象割合はピーク時には 7.9%の時代もありましたが、現在 4.2%にまで下がっています。

相続税贈与税改正の議論は平成 21 年から始まり毎年のように続き、民主党時代には税率構造を見直して格差の固定化を防止する改正案もありましたが、それでは厳しいとして見直し、1 月の閣議決定により税制大綱が決まりました。以下、25 年度税制改正大綱（資産課税）の概要です。

1. 木目系売却

○基礎控除額は以下のように縮小し、相続税の課税対象者が増加します（平成 27 年 1 月 1 日以後、増税）。

現行制度	平成 27 年 1 月 1 日以後
5000 万円+1000 万円×法定相続人の数	3000 万円+600 万円×法定相続人の数

○税率構造を見直し、最高税率を 55%に引き上げました（平成 27 年 1 月 1 日以後、増税）。

○小規模宅地等の特例の見直し（平成 27 年 1 月 1 日以後、減税）

基礎控除額の引き下げにより、東京区部に自宅不動産を所有する人への負担が多くなることから、特定居住用住宅地等の適用対象面積を現行の 240 m²から 330 m²に拡大しました。また、居住用宅地と事業用宅地（限度面積 400 m²）の完全併用を可能としました。

○居住用宅地の特例の適用要件（平成 26 年 1 月 1 日以後、緩和）

現行では、被相続人が老人ホームに入所していた場合、空家となった自宅は生活の拠点が移転したとして小規模宅地の適用が認められず、適用要件が分かりにくいものでした。今回の改正案では、一定の要件①被相続人に対する介護が必要なために老人ホームに入所したものであること、②ホームへの入所前に居住していた家屋が貸付けなどをしていないこと、を満たせば居住用宅地の適用を受けられることになりました。

2. 贈与税

○税率構造の見直し（平成 27 年 1 月 1 日以後、増税）

○直系尊属からの贈与は税率緩和（平成 27 年 1 月 1 日以後、緩和）

○相続時精算課税制度の対象者の拡大（平成 27 年 1 月 1 日以後、緩和）

受贈者は現行制度では子供のみ、贈与者は 65 歳以上の親となっていますが、改正により受贈者に 20 歳以上の孫を加え、贈与者年齢を 60 歳以上に緩和しました。

○教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置新設（新設）

直系尊属が 30 歳未満の子や孫に対して、教育資金を子・孫名義の口座を金融機関に開設して、信託等をする形で受贈者一人につき 1500 万円までの金額について平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に拠出されるものに限り贈与税は非課税とするものです。現行でも教育費等のその都度贈与という非課税制度があります。

※その他 国外財産等に係る改正（新設） 課税を免れるために子に外国籍を取得させる事例があり、一定の国外財産を所有する場合には、国外財産調書の提出が求められること、また国内に住所を有する者から相続、贈与により取得した国外財産を、相続・贈与税の課税対象に加えるとしています。